

65歳以上の人へ介護保険料納入通知書のお知らせ

☎高齢福祉介護課(☎65-7789)、北部振興局福祉生活課・各支所

介護保険は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になっても住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送っていただくための制度です。

運営は市が主体となっており、40歳以上の人加入者として保険料を負担し、介護を必要とする人がサービスを利用できる仕組みです。



納付方法

介護保険料の納付方法は下記のとおりです。年金の額によって変わり、納付方法は選択できませんのでご注意ください。

納付方法	対象者	納付方法
普通徴収	年金の年額が18万円(月額1万5千円)未満の人	<p>口座振替または介護保険料納入通知書に同封する納付書で納付期限内に納めてください。</p> <p>口座振替を希望する人は申込みが必要です。</p> <p>高齢福祉介護課、北部振興局福祉生活課、各支所または各金融機関にある「長浜市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ提出してください。</p> <p>※口座の届け印が必要です。</p>
特別徴収	年金の年額が18万円(月額1万5千円)以上の人	年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引きます。

納入通知書が届いたら・・・

介護保険料の納入通知書は6月中旬に発送します。納入通知書には介護保険料の総額や1回当たりの納付金額、納付期限のほか、特別徴収・普通徴収の区別などを記載していますのでご確認ください。

【普通徴収】

①口座振替の人

介護保険料を指定口座から引き落とします。今年度の介護保険料の総額と1回当たりの納付金額、引き落とし口座を確認してください。

②納付書で納付する人

納入通知書に納付書を同封しますので、最寄りの金融機関かコンビニエンスストアで納付してください。また、

同封の納入通知書で今年度の介護保険料の総額と1回当たりの納付金額、納付期限を確認してください。

【特別徴収】

介護保険料を年金より天引きしますので、今年度の介護保険料の総額と1回当たりの納付金額を確認してください。



よくある質問

Q 最近年金が支給開始となり、年額にして18万円以上をもらっていますが普通徴収で納めています。いつ特別徴収になるのですか。

A 年金機構の手続きに時間がかかります。年金支給開始から6～8か月後に変更になります。それまでの間は納付書でお支払願います。また、口座振替の手続きを行うと納め忘れがなく便利です。



介護保険料について

平成24年度～平成26年度の介護保険料基準額は、**月額5,080円**です。

段階	対象者		年額
第1段階	本人および世帯が 市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	24,380円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	30,480円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	39,620円
第4段階		合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	45,720円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯が市民税課税		60,960円 <基準額>
第6段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が190万円未満の人	76,200円
第7段階		合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	91,440円
第8段階		合計所得金額が380万円以上の人	106,680円

*普通徴収の人の納入通知書には、年額を10回で割った金額を記載しています。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

介護保険制度は、国や自治体の公費と、皆さんが納める保険料でまかなわれています。

介護が必要となった時に、安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源構成

